

公告

独立行政法人国際協力機構契約事務取扱細則（平成15年細則(調)第8号）（以下、「細則」という。）に基づき下記のとおり特定者以外に参加意思を有し、応募資格を満たす者の有無を確認する公示を行います。

2022年8月24日

独立行政法人国際協力機構
横浜センター 契約担当役 所長

調達件名	2022-2023年度パキスタン国別研修「ハイバル・パフトゥンハー州における水産養殖振興」に係る研修委託契約
業務内容	別紙1「業務仕様書」による
契約履行期間 (予定)	2022年10月1日から2023年3月31日まで (特段の問題がない限り、2023年度も単年度ごとに契約する。)
選定方法	参加意思確認公募（詳細は別紙1「業務仕様書」による）
特定者	一般社団法人マリノフォーラム21
応募資格	公示日において有効である全省庁統一資格を有すること。又は、当機構の審査により同等の資格を有すると認められた者。 その他、細則参加資格及び業務仕様書に記載の応募要件に該当すること
参加意思確認 書提出期限	2022年9月8日 正午まで
契約担当部署	横浜センター 研修業務課 電話番号：045-663-3221 メールアドレス：yicctt1@jica.go.jp
その他	その他詳細は別紙1「業務仕様書」による
独立行政法人 国際協力機構 契約事務取扱 細則参加資格	応募をもって、以下のいずれにも該当しないことに誓約したものとみなします。 (1)当該契約を締結する能力を有しない者 (2)破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者 (3)独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程(総)第25号）第2条第1項の各号に掲げる者 (4)独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程（平成20年規程(調)第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を

	受けている者
情報の公表について	<p>本競争への参加を以て、選定結果情報、契約情報（法人、個人、団体名（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員も同様）を含む）の公表に同意したものとみなします。</p> <p>機構の契約に関する情報の公表の基本方針は下記ウェブサイトの通りです。</p> <p>「公共調達の適正化に係る契約情報の公表について」</p> <p>https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html</p>

以 上

2022-2023 年度パキスタン国別研修「ハイバル・パフトゥンハー州における水産養殖振興」に係る参加意思確認公募について

独立行政法人国際協力機構横浜センター（以下「JICA 横浜」という。）は以下の業務について、以下のとおり参加意思確認書の提出を公募します。

本業務は、開発途上国から研修員として日本に招いたパキスタン国の水産分野の中核を担う人材に対して、水産養殖振興に関する知識や技術に関する研修を行うものです。

本業務の遂行にあたっては、一般社団法人マリノフォーラム 21（以下「特定者」という。）を契約の相手先として、JICA 所定の基準に基づき経費を積算したうえで契約を締結する予定です。

特定者は、水産振興に携わる地方公共団体および民間企業、地方漁業組合、水産技術研究機関、などを会員として抱えている一般社団法人であり、国内の漁業に関する行政機関(水産庁・海上保安庁等)、大学や水産研究機関および研究者、および漁業組合などの民間団体・個人とのネットワークを構築しているため、研修目標に応じて柔軟にリソースを活用することが可能です。特に、本研修で対象としている水産養殖については養殖技術の研究をしている水産技術研究所と協力関係にあり、視察・実習を伴う研修計画が可能な団体です。また、本研修テーマであるパキスタン国については2022年度に経済開発部・パキスタン事務所にて実施してきた水産養殖オンラインセミナーの実施について、実施内容の検討に参加・助言をするなど、パキスタン国の水産分野の事業計画に協力し、パキスタン国のニーズを熟知しています。

また、これまでもJICAの課題別研修「違法・無報告・無規制（IUU）漁業の抑止にかかる政策・対策(A)(B)」(2019年-2021年/2022年-2024年)の受注実績があり、本研修事業で本邦研修ならびに遠隔研修での水産分野の人材育成に実績を有しています。

また、アルジェリア国別研修「参加型アプローチを通じた零細漁業の共同管理」(2020-2022)においても人員派遣を行い案件実施に携わっているほか、モロッコ国には水産行政振興の個別専門家を、コートジボワール国には漁業・養殖技術アドバイザー(水産行政)の個別専門家を派遣しており当該分野において国際的な環境下でリーダーシップを発揮し人材育成事業の実践経験を有しています。

これらの知見により、研修目標に沿った研修計画をはじめとして、対象国の状況に応じた柔軟な研修運営が可能です。JICA横浜所管地域において、本事業の目的に合致した研修を企画する能力を備え、以下の「2 応募要件」を満たし、本件業務を適切に実施し得る要件を備えていると考えますが、特定者以外の者で応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施します。

1 業務内容

- (1) 業務名：2022-2023 年度パキスタン国別研修「ハイバル・パフトウンハー州における水産養殖振興」に係る研修委託契約
- (2) 案件概要：別紙 2「研修委託業務概要」のとおり
- (3) 実施期間（予定）：
2022 年度：2022 年 11 月 1 日～11 月 18 日
2023 年度：2023 年 9 月 25 日～11 月 10 日
- (4) 契約履行期間（予定）：
2022 年度：2022 年 10 月 1 日～2023 年 3 月 10 日
2023 年度：2023 年 8 月 1 日～2024 年 3 月 10 日
※2023 年度は来日研修を想定しますが、状況によってはオンライン研修とする可能性があります。

2 応募資格

- (1) 基本的要件：
 - 1) 公示日において、令和 1・2・3 年度全省庁統一資格又は令和 4・5・6 年度全省庁統一資格を有する者。又は、当機構の審査により同等の資格を有すると認められた者。
 - 2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者は、参加意思確認書を提出する資格がありません。
 - 3) 当機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成 20 年 10 月 1 日規程（調）第 42 号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けていないこと。具体的には以下のとおり扱います。
 - ア. 資格停止期間中に提出された参加意思確認書は、無効とします。
 - イ. 資格停止期間中に公示され、参加意思確認書の提出締切日が資格停止期間終了後の案件については、参加意思確認書を受け付けます。
 - 4) 競争から反社会的勢力を排除するため、参加意思確認書を提出しようとする者（以下、「提出者」という。）は、以下のいずれにも該当しないこと、及び当該契約満了までの将来においても該当することはないことを誓約していただきます。具体的には、参加意思確認書の提出をもって、誓約したものとします。

なお、当該誓約事項による誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合は、参加資格を無効とします。

- ア. 提出者の役員等（提出者が個人である場合にはその者を、提出者が法人である場合にはその役員をいう。以下同じ。）が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成 24 年規程（総）第 25 号）に規定するところにより、これらに準ずる者又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。）である。
 - イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しないものである。
 - ウ. 反社会的勢力が提出者の経営に実質的に関与している。
 - エ. 提出者又は提出者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
 - オ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
 - カ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
 - キ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
 - ク. その他、提出者が東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。
- 5) 法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成 26 年 12 月 11 日特定個人情報保護委員会）」に基づき、個人情報及び特定個人情報等（※1）を適切に管理できる体制を以下のとおり整えていること。
- （中小規模事業者（※2）については、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」別添「特定個人情報に関する安全管理措置」に規定する特例的な対応方法に従った配慮がなされていること。）
- ア. 個人情報及び特定個人情報等の適正な取扱いや安全管理措置に関する基本方針や規程類を整備している。
 - イ. 個人情報及び特定個人情報等の保護に関する管理責任者や個人番号関係事務取扱担当者等、個人情報及び特定個人情報等の保護のための組織体制を整備している。
 - ウ. 個人情報及び特定個人情報等の漏えい、滅失、き損の防止その他の個人情報及び特定個人情報等の適切な管理のために必要な安全管理措置を実

施している。

- エ. 個人情報又は特定個人情報等の漏えい等の事案の発生又は兆候を把握した場合に、適切かつ迅速に対応するための体制を整備している。

(※1) 特定個人情報等とは個人番号（マイナンバー）及び個人番号をその内容に含む個人情報をいう。

(※2) 「中小規模事業者」とは、事業者のうち従業員の数が100人以下の事業者であって、次に掲げる事業者を除く事業者をいう。

- ・ 個人番号利用事務実施者
- ・ 委託に基づいて個人番号関係事務又は個人番号利用事務を業務として行う事業者
- ・ 金融分野（金融庁作成の「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」第1条第1項に定義される金融分野）の事業者
- ・ 個人情報取扱事業者

(2) その他の要件：

- 1) 案件受託上の条件として、2022年度案件を第1回目として受託し、2023年度の計2回、本案件を受託可能であること。なお、2022年度案件を受託した者とは、業務実施状況に特段の問題がない限り、2023年度案件まで継続契約を行う予定です（ただし、研修対象国の状況等予期しない外部条件の変化が生じた場合を除く）。また、契約は、年度毎に、業務量、価格等について見直しを行なったうえで締結します。

3 手続きのスケジュール

(1) 参加意思 確認書の提出	提出期間	2022年9月8日（木）正午
	提出場所	JICA 横浜 研修業務課
	提出書類	参加意思確認書、応募要件に該当する全省庁統一資格を有していない者は、参加意思確認書に記載の提出資料一式（写し可）
	提出書類	参加意思確認書（別紙3）、同確認書で提出を求められている資料等
	提出方法	メール又は郵送
(2) 審査結果 の通知	通知日	2022年9月15日（木）
	通知方法	メール又は郵送
(3) 審査結果 についての理由 請求	請求場所	JICA 横浜 研修業務課
	請求方法	メール又は郵送
	請求締切日	2022年9月22日（木）
	回答予定日	2022年9月29日（木）

	回答方法	メール又は郵送
--	------	---------

4 その他

- (1) 提出期限を過ぎて提出された参加意思確認書等の提出書類は無効とします。
- (2) 参加意思確認書等の提出書類の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。
- (3) 提出された参加意思確認書等は返却しません。
- (4) 機構は提出された参加意思確認書等の提出書類を、その審査の目的以外に提出者に無断で使用しません。
- (5) 提出期限以降における参加意思確認書等の提出書類の差し替え、及び再提出は認めません。
- (6) 審査の結果、応募要件を満たさなかった者は、書面によりその理由について説明を求めることができます。(上記3(3)を参照ください。)
- (7) 公募の結果、応募要件を満たす者がいない場合は、特定者との随意契約手続きに移行します。また、応募要件を満たす者がいる場合は、指名による企画競争若しくは指名競争入札を行います。その場合の手続き詳細は、応募要件を満たす者及び特定者に対して連絡します。
- (8) 予算その他機構の事情により、当該手続きを中止する場合があります。
- (9) 手続きにおいて使用する言語及び通貨：日本語及び日本通貨に限ります。
- (10) 契約保証金：免除します。
- (11) 共同企業体：共同企業体の結成を認めません。

以 上

2022-2023 年度パキスタン国別研修「ハイバル・パフトウンハー州における水産養殖振興」研修委託契約 業務概要

以下の記載は、2022 年度に係るものである。2023 年度については、別紙1「業務仕様書」2. 応募要件（2）その他の要件1）を参照。

1. 研修コース概要

- (1) 研修コース名：2022 年度 パキスタン国別研修「ハイバル・パフトウンハー州における水産養殖振興」
- (2) 技術研修期間（予定）
2022 年 11 月 2 日から 2022 年 11 月 17 日まで
- (3) 研修員（予定）
 - 1) 定員：8 名
 - 2) 研修対象国：パキスタン
 - 3) 研修対象組織・対象者：ハイバル・パフトウンハー州政府 水産関係者
 - 4) 研修使用言語：ウルドゥ語
- (4) 研修の背景・目的：

パキスタン北部に位置するハイバル・パフトウンハー州は冷涼な山岳地帯であり、1,718km の河川と 2,216ha の湖沼、貯水池（ハイバル・パフトウンハー州政府水産局（Fisheries Department, Government of Khyber Pakhtunkhwa 以下、「KPFDF」という。）2021）を有し、ヒマラヤを源流とする冷涼で豊富な水を背景とした養殖適地となっています。現地で漁獲されるマス類は現地住民にとって貴重な蛋白源となると共に、南部海岸部から流通している魚と比べて鮮度が良いためパキスタン北部において好んで消費されています。また、北部山岳地域は避暑地として著名であり、溪流部におけるスポーツフィッシング及び魚料理を供する現地レストランは地域住民の雇用機会を創出する重要な観光資源となっています。

KPFDF はマス類養殖を、観光業振興と養殖関連産業振興の起点と捉えており、地域住民の生計向上、食料安全保障を目的とした「ハイバル・パフトウンハー州養殖開発 2017-2019」「マラカンド・ハザラ地域におけるマス類養殖の確立 2018-2019」といった積極的な養殖振興策を実施してきました。その結果、2012 年のマス養殖農家数は 15 業者、生産量 22.5 トンから、2018 年には 137 業者、生産量 350 トンにまで増加（KPFDF 2021）したが、今後さらなる内水面養殖業の振興と生産量の増加が期待されており、養殖業の観光連携や養殖開発施策といった行政面、養殖及び種苗生産といった技術面の改善が求められています。

本案件では観光と連携した養殖振興施策、持続的な養殖開発施策、養殖技術・種苗生産技術の向上を主眼とした本邦研修を実施し、KPFD 行政官及び同地域の養殖関係者の能力向上を図ります。

(5) 案件目標：

ハイバル・パフトウンハー州政府水産局行政官及び同地域の養殖関係者の養殖振興に関する能力が向上する

(6) 単元目標（アウトプット）：

1. 我が国における内水面養殖に関する概要について理解するとともに、内水面養殖に関する行政による計画、水産研究・教育機構及び水産試験場等による公的機関実施体制について理解が深まる。
2. 我が国における観光と養殖の連携など官民が連携した養殖業振興施策について理解が深まる。
3. 養魚技術、種苗生産技術について理解が深まる。
4. 上記を通じて得られた知見をもとに、ハイバル・パフトウンハー州における内水面養殖振興案と養殖・種苗生産技術改善案が策定される。

(7) 研修内容

1) 研修項目

- ア. 日本の水産業の概要
- イ. 内水面漁業養殖業の概要と振興政策
- ウ. 遊漁制度と資源管理
- エ. 民間資本によるマス類養殖
- オ. 持続可能なマス類養殖業への取り組み
- カ. マス類養殖と観光
- キ. 日本各地におけるマス類養殖の歴史と現状
- ク. マス類養殖による地域振興
- ケ. マス類種苗生産技術
- コ. 小規模飼料生産技術
- サ. マス類加工販売技術

2) 研修方法

- ア. 講義：テキスト・レジュメ等を準備し、必要に応じて視聴覚教材を利用して、研修員の理解を高めるよう工夫して下さい。また、研修員相互の意見交換やディスカッションへの参加を促し、参加型の講義とするよう留意して下さい。新型コロナウイルス感染症対策の隔離期間中や、待機者が出ることも想定し、遠隔研修について対応可能な体制を整えてください。遠隔研修の場合は、受講環境、インターネット環境、必要機材なども確認の上、研修員によるアクセスが容易かつ自己学習しやすい教材

を作成して下さい。また、可能な限り研修員の自習進捗状況を確認し、受講漏れのないよう管理してください。講義については、質問対応等可能な限りフォロー体制を構築下さい。

- イ. 演習・実験／実習：講義で得られた知見をもとに関係者との意見交換を通じて、研修員が事業実施において参考となる知識・技術を習得できるように努めて下さい。なお、遠隔研修実施期間中における演習・実習は困難ですが、必要に応じて代替手段の可能性があればこれを含めて提案願います。
- ウ. 見学・研修旅行：「演習・実験/実習」に同じ。
- エ. レポートの作成・発表：各レポートの作成・発表にあたっては、各研修員の問題意識について研修員・日本側関係者間で相互理解を深めるよう配慮し、あわせて帰国後の問題解決能力を高めるよう努めて下さい。

3) 当機構が実施するプログラム

ア. 集合ブリーフィング

来日時事務手続き、滞在諸手当の支給手続き等についての説明を、通常来日の翌日に実施する。また、隔離期間がある場合は隔離明け後に実施する場合もある。

イ. ジェネラル・オリエンテーション

技術研修に先立って、日本滞在中の必要知識として、日本の政治・経済、歴史、社会制度等についてオリエンテーションを行う。実施有無および実施内容は全体日程を加味して考慮します。

ウ. 評価会及び閉講式

なお、来日研修についての研修場所は、実習、見学・研修旅行以外は、主として、JICA 横浜での実施を想定しています。なお、設備の使用状況等によっては外部ホテルの会議室等の使用も想定下さい。

2. 委託業務の内容

(1) 契約履行期間（予定）

2022年10月1日から2023年3月31日まで

※公示手続きの進行次第で、必要に応じて調整をする。

（この期間には、事前準備・事後整理期間を含みます）

(2) 業務の概要

研修員に対し、研修目標達成のために水産養殖振興についての日本の事例を紹介し、講義、実習、視察、討論を行う。

(3) 詳細

- 1) 研修日程調整及び研修詳細計画書の様式を用いた日程案の作成
- 2) 講師・見学先・実習先の選定
- 3) 講義依頼、講師派遣等依頼及び教材作成依頼文書の作成・発信
- 4) 教材の複製や翻訳についての適法利用の確認
- 5) 講師・見学先への連絡・確認
- 6) JICA、省庁、他関係先等との調整・確認
- 7) 研修員移動手配
- 8) 研修員宿泊手配
- 9) 講義室・会場等の手配
- 10) 使用資機材の手配
- 11) テキストの選定と準備（翻訳・印刷業務含む）
- 12) 講師への参考資料（テキスト等）の送付
- 13) 講師からの原稿等の取付、配布等の調整、教材利用許諾範囲の確認及び JICA への報告
- 14) 講師・見学先への手配結果の報告
- 15) 研修監理員との連絡調整
- 16) プログラム・オリエンテーションの実施
- 17) 研修員の技術レベルの把握
- 18) 研修員作成の技術レポート等の評価
- 19) 研修員からの技術的質問への回答
- 20) 研修旅行同行依頼文書の作成・発信
- 21) 評価会、技術討論会（各種レポート発表会含む）の準備、出席
- 22) 閉講式実施補佐
- 23) 研修監理員からの報告聴取
- 24) 講義・見学謝金支払い、明細書送付を含む諸経費支払い手続き
- 25) 業務完了報告書作成、経費精算報告書作成
- 26) 関係機関への礼状の準備・発信、資材資料返却
- 27) 上記をオンラインで実施するための準備、実施、遠隔での運営管理

3. 留意事項

- (1) 当機構は、本研修コース実施にあたってウルドゥ語－日本語の逐次通訳等を行う研修監理員を1または2名配置予定です。研修監理員は、JICAが実施する研修員受入事業において、JICA、研修員及び研修実施機関の三者の間に立ち、当該言語を使用しつつ（逐次通訳）、研修員の研理解を促進し、研修効果を高め、研修進捗状況を現場で確認する等、研修コースでの現場調整を行う人材です。JICAは登録された研修監理員の中から、研修コースごとに研修コースの特性等を勘案し、諸条件を提示して個別に業務を

発注します（委任契約）。

- （２） 研修員及び同行者（上限１名）の研修旅行にかかる国内移動・宿泊については、当機構が別途委託している旅行会社が手配を行います。
- （３） 本業務概要は予定段階のもので、詳細については変更となる可能性があります。
- （４） 研修員受入事業及び研修委託契約の概要を含む研修委託契約の各種ガイドライン、契約書等については、以下 JICA HP を参照願います。

https://www.jica.go.jp/activities/schemes/tr_japan/guideline.html

以 上

参加意思確認書

年 月 日

独立行政法人 国際協力機構
横浜センター 契約担当役
所長 中根 卓 殿

提出者 (所在地)
(貴社名)
(代表者役職氏名)

「2022-2023 年度パキスタン国別研修「ハイバル・パフトゥンハー州における水産養殖振興」」における応募要件を満たしており、業務への参加を希望しますので参加意思確認書を提出します。

記

1 組織概要

2 応募要件

(1) 基本的要件：

令和 02 年、03 年、04 年度全省庁統一資格審査結果通知書(写し)を添付してください。

(2) その他の要件：

特定の資格、認証等が指定されている場合には、当該資格、認証等の取得状況が分かる証明書を提出してください。

その他組織概要等のわかるパンフレット等を添付してください。

以 上